

○財務省告示第六十七号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十三年度の初日から平成二十四年一月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十四年二月二十九日

財務大臣 安住 淳

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十三年度の初日から平成二十四年一月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	五・四トン
二	一二・〇トン
三	二八・二トン
四	二一、九〇一トン
五	一、三二四トン

二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六	
三一〇トン	六四二トン	一五、一八四トン	一〇五、三九一トン	九、〇九四トン	三二八トン	五二二、八三四トン	一、一三七、七七六トン	五、四〇五、七二三トン	六六、九六三トン	一六、一〇八トン	四、三七八トン	三七、〇八六トン	二六・四トン	三二・五トン	一五トン	

二九		四二五トン
二八		四トン
二七		一〇、八六六トン
二六		四、六九八トン
二五		〇トン
二四		二七トン
二三		四、四五三トン
二三		四七五トン
二二		二五、二九四トン